



2023年2月14日

各 位

会 社 名 DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森本 卓
(コード番号 2109 東証プライム)
問合せ先 執 行 役 員 森 雅彦
(TEL. 03-3663-6692)

当社の共同特許権者に対する仲裁の申立てへの仲裁判断に関するお知らせ

当社は、2019年2月20日付の「当社の共同特許権者に対する仲裁の申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました通り、「FTY720（一般名：フィンゴリモド塩酸塩）」に関し、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬株式会社（本社：大阪府中央区、代表取締役：上野裕明、以下「田辺三菱」）は、Novartis Pharma AG（以下「ノバルティス社」）より、2019年2月15日に田辺三菱を被申立人とする仲裁の申立てを受け、国際商業会議所（以下「本仲裁廷」）において仲裁手続きを継続してまいりました。

今般、2023年2月13日に、田辺三菱が本仲裁廷より仲裁判断を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 仲裁申立ての内容

田辺三菱は、ノバルティス社とのライセンス契約（以下「本件契約」）に基づき、「FTY720」に関する全世界における開発権（日本については田辺三菱とノバルティス社の共同開発権）及び販売権に対するロイヤリティーを受領していましたが、ノバルティス社は本仲裁申立てにおいて、本件契約のロイヤリティー支払い義務を定める規定の一部は無効であるため、ロイヤリティー支払い義務がないことを主張してまいりました。

なお、当社は、本仲裁申立ての当事者ではないものの、田辺三菱とロイヤリティーの受取配分を決める契約を締結し、田辺三菱が受領するロイヤリティーの一部の分配を受けてまいりました。

2. 仲裁判断の要旨

本仲裁廷は、ノバルティス社の主張を全面的に否定する判断を下しました。すなわち、争点となった本件契約のロイヤリティー支払い義務を定める規定は、全部有効であるとの判断がなされました。

3. 今後の見通し

当社は、本仲裁手続きが開始されて以降、ノバルティス社が本件契約の有効性に関し疑義を提起している部分のロイヤリティーについては、収益としては認識しないこととしてまいりましたが、上記の仲裁判断により、2023年3月期連結決算において一括して収益として認識いたします。

なお、当社の連結業績への影響につきましては、本仲裁判断の内容精査が完了し、その影響が明らかになった時点で速やかにお知らせいたします。

以 上